

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 土地改良法により換地計画を定めた件
- 保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知があった件
- 職員表彰を実施した件
- 一般競争入札を行う件
- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった件
- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があった件
- 土地改良区の役員が就退任した旨届出があった件
- 福島県人事委員会
- 職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

告 示

福島県告示第一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により、小谷地区の県営区画整理事業に係る換地計画を定めた。この定めに係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成二十九年一月四日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 縦覧に供する書類
- 二 換地計画書の写し
- 三 縦覧の期間
- 四 平成二十九年一月五日から
- 五 月二十四日まで（二十日間）
- 六 縦覧の場所

会津若松市役所

（農地管理課）

福島県告示第二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成二十九年一月四日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
- 二 いわき市平絹谷字入葉師一の一九から一の二三まで
- 三 保安林として指定された目的
- 四 水源の涵養
- 五 変更後の指定施業要件
- 六 立木の伐採の方法
- 七 主伐は、択伐による。
- 八 主伐として伐採をすることができる立木は、いわき市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 九 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 十 立木の伐採の限度
- 十一 次のとおりとする。
- 十二 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
- 十三 いわき市平赤井字常任一八二の一四三から一八二の一四七まで、一八二の二二八
- 十四 保安林として指定された目的
- 十五 土砂の流出の防備
- 十六 変更後の指定施業要件
- 十七 立木の伐採の方法
- 十八 主伐に係る伐採種は、定めない。
- 十九 主伐として伐採をすることができる立木は、いわき市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 二十 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 二十一 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
- 二十二 次のとおりとする。
- 二十三 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
- 二十四 いわき市平下山口字妻館二四の一、二四の二
- 二十五 保安林として指定された目的
- 二十六 土砂の崩壊の防備
- 二十七 変更後の指定施業要件
- 二十八 立木の伐採の方法

公 告

(1) 主伐は、択伐による。
(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、いわき市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及びいわき市役所に備え置いて縦覧に供する。〕
(森林保全課)

公告第一号

平成二十八年十二月二十七日に次のとおり職員表彰を実施したので、福島県職員表彰規程(昭和三十五年福島県訓令第五十三号)第八条の規定により公告する。

平成二十九年一月四日

福島県知事 内 堀 雅 雄

一 表彰を受けた者

ハイテクプラザ会津若松技術支援センター

2 事績の概要

「清酒アカデミー」による杜氏育成、県産オリジナル清酒酵母の開発及び頒布、「福島流吟醸酒製造マニュアル」を活用した技術指導等によって、本県清酒の酒質向上に貢献したものである。

二 表彰を受けた者

農業総合センター カリ肥料の施用による作物の放射性セシウム抑制対策研究チーム

2 事績の概要

農地及び農作物の放射性物質汚染に対処するため、作物の放射性セシウム吸着特性の調査及び対策技術の研究を行い、本県農業の振興に貢献したものである。
(人事課)

公告第2号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県情報システム強靱性向上業務(仮想端末基盤構築業務)の委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。)第274条の3第1項の規定により公告する。

平成29年1月4日

福島県知事 内 堀 雅 雄

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする特定役務の名称及び数量 福島県情報システム強靱性向上業務(仮想端末基盤構築業務) 一式
- (2) 調達をする特定役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 履行期間 契約締結日から平成29年6月30日まで
- (4) 履行場所 福島県データセンターほか

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 一般競争入札参加資格申請書の提出期限の日から開札の日までの間に、福島県から入札参加資格制限措置を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障がないと認められる者であること。
- (4) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会の情報セキュリティマネジメントシステム適合性評価制度におけるISMS(JIS Q 27001:2014(ISO/IEC 27001:2013))

認証を取得している者又は同法人のプライバシーマークの付与を受けている者であること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成29年2月1日(水)午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

郵便番号960-8043 福島県福島市中町8番2号
福島県企画調整部情報統計総室情報政策課
電話024-521-7135

4 契約条項を示す場所及び期間

3に掲げる場所において、平成29年1月4日(水)から同年2月1日(水)まで(土曜日、日曜日及び同年1月9日を除く。)の午前8時30分から午後5時まで

5 入札説明書等の配布

次により、入札説明書、仕様書、申請書等を配布する。

- (1) 配布期間 4に掲げる期間に同じ。
- (2) 配布場所 3に掲げる場所に同じ。
- (3) その他 郵送による配布を希望する場合は、日本工業規格A列4番の大きさの用紙75枚が入る程度の大きさで、400円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで平成29年1月25日(水)午後5時までに必着で請求すること。

6 入札及び開札の日時及び場所等

- (1) 日時 平成29年2月14日(火)午後1時
- (2) 場所 福島県自治会館3階特別会議室(福島県福島市中町8番2号)
- (3) その他 郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、平成29年2月13日(月)午後5時までに3に掲げる場所に必着のこと。

7 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

8 入札に参加を希望する者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に関し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

9 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

10 その他

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) その他 詳細は、入札説明書による。

11 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required : Reinforcements of Fukushima prefecture Information system (Construction of Virtual PC platform) 1set
- (2) Time-limit of tender(by hand) : 1:00 p.m.,14 February, 2017
- (3) Time-limit of tender(by mail) : 5:00 p.m.,13 February, 2017
- (4) Contact point for the notice : Information Policy Division, Information and Statistics Office, Planning and Coordination Department, Fukushima Prefectural

Government, 8-2 Naka-machi, Fukushima-shi, Fukushima 960-8043 Japan
TEL024-521-7135

(情報政策課)

公告第三号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十九年一月四日

福島県知事 内 堀 雅 雄

一 申請のあった年月日

平成二十八年十二月十二日

二 名称

特定非営利活動法人輝き

三 代表者の氏名

秋元 武俊

四 主たる事務所の所在地

福島県双葉郡川内村大字上川内字町分三百六十八番地

五 定款に記載された目的

この法人は、地域で生活している児童、障がい者、高齢者の保健、医療、福祉及び社会教育の増進を図る活動を通して一人ひとりが輝きながら豊かに生活を営むことができるよう寄与することを目的とする。

(文化振興課)

公告第四号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十九年一月四日

福島県知事 内 堀 雅 雄

一 申請のあった年月日

平成二十八年十二月十四日

二 名称

特定非営利活動法人ふくかんねつと

三 代表者の氏名

鄭 鉉淑

四 主たる事務所の所在地

福島県福島市町庭坂字荒町五十九番地の一

五 定款に記載された目的

(変更前) この法人は、福島県民及び韓国国民に対して、言語、文化、経済、歴史等についての交流事業を行い、福島県と韓国の相互理解と友好親善の発展に寄与することを目的とする。

(変更後) この法人は、福島県民及び韓国国民に対して、言語、文化、経済、歴史等の交流事業や社会福祉の増進を図る活動等を行い、福島県と韓国の相互

公告第五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。
平成二十九年一月四日

福島県知事 内堀雅雄

理解と友好親善、地域社会の発展に寄与することを目的とする。

（文化振興課）

土地改良区の名称
大越町土地改良区

退任した役員

役別 氏名

理事 佐藤 利一

同 遠藤 文雄

同 白鳥 寿一

同 橋本 紀一

同 武田 亀一郎

同 早川 富夫

同 富塚 正

同 久保田 満

同 佐久間 富二郎

同 大橋 幹一

同 佐久間 義徳

同 菅野 幸治

同 石井 市郎

同 吉田 良一

就任した役員

役別 氏名

理事 橋本 紀一

同 遠藤 文雄

同 新田 長男

同 秋元 利通

同 富塚 今朝郎

同 齋藤 善明

同 塚原 正一

同 岡田 孝司

同 野口 代七

同 猪狩 勝行

同 半谷 隆一

住所

田村市大越町栗出字作内五五番地

同 市大越町上大越字久保田四五番地二

同 市大越町下大越字原一六八番地

同 市大越町上大越字蟹沢五二番地

同 市大越町下大越字小久地四六七番地

同 市大越町早稲川字關ノ畑四番地

同 市大越町上大越字古内四一番地

同 市大越町上大越字大田立三番地

同 市大越町上大越字深谷一九八番地

同 市大越町上大越字宮山一〇六番地

同 市大越町上大越字中廣土二二六番地

同 市大越町上大越字洞入四八四番地

同 市大越町下大越字後原一一七番地

住所

田村市大越町上大越字蟹沢五二番地

同 市大越町上大越字久保田四五番地二

同 市大越町下大越字戸ノ内五五四番地

同 市大越町上大越字白石一六五番地

同 市大越町上大越字大久保四番地

同 市大越町下大越字町一六三番地

同 市大越町上大越字古町一四三番地

同 市大越町下大越字入ノ作三八二番地

同 市大越町栗出字中ノ内八番地

同 市大越町早稲川字関場六三番地

同 市大越町早稲川字裾ヲ田四七番地

監事 菅野 幸治 同 市大越町上大越字町一三三番地二
同 佐藤 今朝治 同 市大越町下大越字川向三三八番地
同 渡部 秀夫 同 市大越町早稲川字牛塔場五三番地

（農村計画課）

福島県人事委員会

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年一月四日

福島県人事委員会

委員長 今野 順夫

福島県人事委員会規則第一号

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成七年福島県人事委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第七条の四第一項中「第六条の四第二項」を「第六条の四第一号」に、「第六条の四第一項に規定する里親であつて養子縁組によつて養親となることを希望している者」を「第六条の四第二号に規定する養子縁組里親」に改める。

附則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

（総務審査課）

